

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 2 号

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

相模原市国民健康保険条例(昭和 3 4 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「者は」を「ものは」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 1 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に、「⁽¹⁾及び」を「⁽¹⁾、」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)の規定による子ども・子育て支援納付金(第 4 号において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第 1 1 条第 2 項中「及び第 4 項」を「から第 5 項まで」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 1 8 歳以上被保険者(地方税法第 7 0 3 条の 4 第 3 0 項に規定する 1 8 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 1 8 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該加算後の額が同条第 3 7 項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。

第 1 2 条第 1 項中「及び第 2 0 条」を「、第 2 0 条及び第 2 3 条の 2」に、「1 0 0 分の 6 . 4」を「1 0 0 分の 6 . 7 5」に改める。

第14条中「27,000円」を「29,000円」に改める。

第15条第1号中「第19条」の次に「、第23条の5」を加え、「17,000円」を「18,000円」に改め、同条第2号中「8,500円」を「9,000円」に改め、同条第3号中「12,750円」を「13,500円」に改める。

第16条中「100分の2.7」を「100分の2.78」に改める。

第18条中「11,000円」を「11,500円」に改める。

第22条中「11,500円」を「12,000円」に改める。

第23条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第23条の2 第11条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第23条の3 第11条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,300円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第23条の4 第11条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第23条の5 第11条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

第27条第1項中「第28条の3」を「第28条の4」に改める。

第28条各号列記以外の部分中「地方税法第703条の4第19項」を「同法第703条の4第19項」に、「並びに」を「、」に、「地方税法第703条の4第27項」を「同法第703条の4第27項」に、「の合算額」を「並びに第11条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からそれぞれ当該各号のキからケま

でに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が同法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額」に改め、同条第1号中「同法第703条の5第1項」を「同項」に改め、同号ア中「18,900円」を「20,300円」に改め、同号イ(ア)中「11,900円」を「12,600円」に改め、同号イ(イ)中「5,950円」を「6,300円」に改め、同号イ(ウ)中「8,925円」を「9,450円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「8,050円」に改め、同号オ中「8,050円」を「8,400円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について910円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について42円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

第28条第2号ア中「13,500円」を「14,500円」に改め、同号イ(ア)中「8,500円」を「9,000円」に改め、同号イ(イ)中「4,250円」を「4,500円」に改め、同号イ(ウ)中「6,375円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「5,750円」に改め、同号オ中「5,750円」を「6,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について650円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別

平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第28条第3号ア中「5,400円」を「5,800円」に改め、同号イ(ア)中「3,400円」を「3,600円」に改め、同号イ(イ)中「1,700円」を「1,800円」に改め、同号イ(ウ)中「2,550円」を「2,700円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,300円」に改め、同号オ中「2,300円」を「2,400円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について260円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第10条第2項の世帯主を除く。)1人について12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第28条の2第1項第1号中「4,050円」を「4,350円」に改め、同項第2号中「6,750円」を「7,250円」に改め、同項第3号中「10,800円」を「11,600円」に改め、同項第4号中「13,500円」を「14,500円」に改め、同条第2項第1号中「1,650円」を「1,725円」に改め、同項第2号中「2,750円」を「2,875円」に改め、同項第3号中「4,400円」を「4,600円」に改め、同項第4号中「5,500円」を「5,750円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該納税義務者に対して課する当該未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、第23条の3の規定により算定した額(前条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の額)から、次の各号

に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 前条第1号キに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について195円
- (2) 前条第2号キに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について325円
- (3) 前条第3号キに規定する金額を減額した世帯 未就学児1人について520円
- (4) 前3号に掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について650円

第28条の3第1項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「について」を「及び18歳以上被保険者均等割額について」に、「)から、」を「及び18歳以上被保険者均等割額)から、」に改め、「(当該減額して得た額が地方税法第703条の4第11項、第19項及び第27項に定める額を超える場合には、その額)」を削り、同項に次の3号を加える。

- (7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第23条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該所得割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額
- (8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第23条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該被保険者均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額
- (9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第23条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該18歳以上被保険者均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額

第28条の4第1項中「第28条の4第1項」を「第28条の5第1項」に改め、同条を第28条の5とし、第28条の3の次に次の1条を加える。

第28条の4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この条において「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する当該18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、第23条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第28条から前条までに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の額)から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。